七百一条の七、第七百一条の十二、第七百一条の十三第三項及び第四項、第七百一条の十九、第七百一条の二十、第七百一条の三十六第一項、第七百一条の三十八第一項及び第二項、第七百一条の五十三第一項、第七百一条の五十六第一項及び第三項、第七百一条の六十一、第七百一条の六十二第三項及び第四項、第七百一条の六十六第一項及び第三項、第七百一条の六十七第一項、第七百八条、第七百十条、第七百十五条、第七百二十一条、第七百二十二条第三項及び第四項、第七百二十四条、第七百二十九条、第七百三十条、第七百三十三条の五、第七百三十三条の七、第七百三十三条の十一、第七百三十三条の十八、第七百三十三条の十九第三項及び第四項、第七百三十三条の二十一、第七百三十三条の二十五、第七百三十三条の二十六並びに第七百五十六条の改正規定並びに同法附則第十二条の二の十一の改正規定、同法附則第十二条の五の改正規定（同条第一項中「、第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改める部分を除く。）、同法附則第二十九条の九の改正規定、同法附則第三十条の二の改正規定（同条第一項中「、第七項及び第八項」を「第四項まで」に改める部分を除く。）並びに同法附則第三十五条の三及び第六十三条第四項の改正規定並びに第五条及び第七条（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十三条第一項及び第二十五条第三項の改正規定を除く。）の規定並びに次条並びに附則第四条第四項から第七項まで、第六条第四項、第八条、第九条、第十条第二項、第十一条第三項、第六項及び第八項、第十三条、第十四条第五項及び第六項、第十七条第三項、第六項及び第八項、第十九条から第二十四条まで、第二十六条並びに第二十七条の規定　令和六年一月一日

二　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号イの改正規定（「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める部分を除く。）、同法第七十三条の八の改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号イの改正規定（「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める部分を除く。）並びに同法第三百四十八条第二項第四十四号、第三百四十九条の三第三十二項、第三百五十三条並びに第三百九十六条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第七条第二項及び第十六条第二項の規定　令和六年四月一日

三　第一条中地方税法第四十五条の三の二、第三百十七条の三の二、第三百四十九条の四第七項及び第八項、第三百九十三条並びに第七百六十二条第一号の改正規定並びに附則第四条第三項、第十四条第三項及び第十六条第三項の規定　令和七年一月一日

四　第二条（次号及び第十二号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十二条及び第十八条の規定　令和七年四月一日

五　第二条中地方税法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の改正規定並びに附則第五条及び第十五条の規定　令和八年一月一日

六　第一条中地方税法第七十二条の十三及び第七十二条の二十六第一項の改正規定並びに附則第六条第二項の規定　土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

七　第一条中地方税法第百四十四条の三に一項を加える改正規定、同法第百四十四条の六の次に一条を加える改正規定、同法第百四十四条の三十二の改正規定、同法第百四十八条に一項を加える改正規定及び同法第四百四十五条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十二条の二の七の改正規定並びに附則第十条第一項及び第三項、第十一条第二項並びに第十七条第二項の規定　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

八　第一条中地方税法附則第十条第四項及び第十四条第一項の改正規定　道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）の施行の日

九　第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定（第四十六項に係る部分に限る。）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十　第一条中地方税法附則第十五条第十八項の改正規定（「第二十四条第七項」を「第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）」に改める部分に限る。）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）の施行の日

十一　第一条中地方税法第七百四十七条の五及び第七百四十七条の十三の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

十二　第二条中地方税法第二十条の二第二項及び第三項の改正規定並びに附則第三条の規定　公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日

（徴収猶予の申請手続等に関する経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十五条の二の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「一号施行日」という。）以後に申請される地方税法第十五条第一項及び第二項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）について適用し、一号施行日前に申請された徴収の猶予については、なお従前の例による。

（公示送達に関する経過措置）

**第三条**　第二条の規定による改正後の地方税法第二十条の二の規定は、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

**第四条**　新法第三十三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害について適用する。

2　施行日から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる新法第三十七条の二第二項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

3　新法第四十五条の三の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同法第四十五条の三の二第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4　新法第七十一条の十四第二項から第八項まで及び第七十一条の十五第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一条の十一第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利子割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割に係る第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十一条の十四の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一条の十五の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七十一条の十四第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

5　新法第七十一条の三十五第三項から第九項まで及び第七十一条の三十六第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一条の三十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割に係る旧法第七十一条の三十五の不申告加算金（同条第六項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一条の三十六の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七十一条の三十五第六項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

6　新法第七十一条の五十五第三項から第九項まで及び第七十一条の五十六第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一条の五十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の株式等譲渡所得割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期